

白馬村健康づくり推進協議会分科会設置要綱（案）

平成20年8月 日
白馬村告示第 号

（設置）

第1条 白馬村健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第7条の規定に基づき、白馬村健康づくり推進協議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 分科会は、協議会において協議する事項のうち、総合的な保健計画策定に関する検討をし、その結果を協議会に報告する。

（組織）

第3条 分科会は、次の各号に掲げる分科会とする。

（1）成人・高齢者保健分科会

（2）母子保健分科会

2 各分科会の委員は11名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、協議会長が任命する。

（1）各種団体関係者

（2）保護者代表

（3）教育機関

（4）行政機関

（5）その他協議会長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、検討結果を協議会に報告した日までとする。

（役員）

第5条 各分科会は座長、副座長を置き、当該分科会委員が互選する。

2 座長は分科会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 分科会の会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

2 座長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 分科会の庶務は、白馬村住民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成20年8月8日から適用する。

(会議招集の特例)

2 この告示の施行後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、協議会長が招集する。